
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年5月28日（火曜日）

日 時 令和6年5月28日（火）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
(1) 令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	淵 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） おはようございます。これから第3回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託について審査を行います。前回の審査会におきまして、付託事項に示されました事実の有無をまず、確認をさせていただいております。議事録等に当たっていただきまして、審査付託書で示されている事柄に該当する部分があるということを確認させていただいておりますので、本日は確認されましたその該当事項が本市の政治倫理基

準に違反しているか否かにつきまして、協議を進めていただきたいというふうに考えております。

手続としましては、もちろん申立てされた方、それから被申立人等の弁明の手続が続くわけですが、客観的な資料に基づく検証といたしまして、先ほど申しましたとおり政治倫理基準に照らし合わせた協議に進んでいただきたいというふうに考えております。

今申しましたとおり、政治倫理基準該当性を前提に資料の精査をこれから行っていただきますが、そのような段取りでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それではそのように進めさせていただきます。

それでは、前回の事実確認の順番に従いまして、まず申立ての審査付託28号の関係から始めていきたいと思っております。

28号では、産業建設委員会の審議が極めて不相当で、条例に抵触する決議がされているということ、委員の資質もどうなのか。それから、これは付託書の申立ての表現ですけれども、丸投げ議員とやゆされた、そのような指摘がございまして、会議録12月25日、12月定例会最終日の本会議の議事録にその事実を確認していただいていたところでございます。

まずそれでは、前回の指摘に基づきまして、会議録の7ページの被申立人の発言のところから確認をしていただきたいと思いますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 前回指摘いただきました内容の要点をちょっと確認、繰り返しますと、条例提案につきまして産業建設委員会の委員さんの交代があったわけですが、その交代前の委員会で全会一致で内容が確認されて、パブリックコメントの手続もしたと。その後、委員さんが変わった委員会で内容の変更がなされているということですね。

その点についてパブリックコメントを取っていないという主張、その意見の中で以前賛成された委員が今回の変更賛成したことについて、賛成をほごにするという言い方を何回か繰り返して問題視をされている。あと、手続を経ずに勝手に委員会が決めたという言い方を、これも複数回繰り返して意見を述べられております。

一般会議で当局からはこの内容について確認していただいた上で、委員会で全会一致の可決したはずなんで途中で変わると、ましてや同じ委員さんが1か月を経ずに内容の変更を認めると、そして決まったことをほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうなのかというふうに述べられておまして、この辺りのところが議員倫理条例3条1項1号市民全体の代表として、その品位と名誉を損なう行為に当たるかというそういう審査になっていくのかなというふうに考えますが、委員の皆さんの御意見を伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

今の論点の指摘の仕方よろしいですか。この点については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 倫理条例が示しておりますこの品位の保持ということについては、これは会議規則にも挙げられておりますので、それが判断の基準になるということ自体は、委員の皆さま

んよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 本市の会議規則では、144条で議員は議会の品位を重んじなければならないというふうに規定をされております。

もう少し紹介しますと、この品位の保持という会議規則の規定しております品位の保持、大概の自治体の会議規則で規定があるんですけども、根本的なところで言いますと以前の審査会の中で加藤委員のほうから御指摘あったと思いますけれども、自治法の133条を御指摘いただきましたが、あれは懲罰の要求なんですけれども、その根本にありますのが132条、品位の保持を定めております。ここの品位の保持の言い方は、議員は無礼の言葉を使用し言論してはならないというところが根本にあるんだろうというふうに思われます。

この無礼の言葉ということにつきましては、判例上の定義としては、議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉であるというふうに判例は述べております。その辺りのところが基準になってくるんだろうかということになります。

もう少し紹介しますとね、今の市議会の会議規則の解説書、議長会が出しておられるのかな、標準会議規則のコンメンタールによりますと、この品位ということは倫理的要素が強いだけに、そのときの状況判断とか主観によっても相違をしてくるでしょうが、地方自治法132条に規定されている無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論は品位に欠けると言えるだろうというふうに述べられております。

御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今のような品位であるとか無礼であるとかという言葉と照らし合わせて、吉田委員の質問どうなのかという言葉を考えるわけですが、私の率直な印象としては、そこまでその汚い言葉ではない、汚かったり罵る言葉ではないというような印象があります。

資質という言葉、あんまり言葉にこだわり過ぎるのもよくないかもしれないですけど、資質と言われたときに割と生まれ持ったものというような印象もあります。なので、委員の資質を否定されるということについて、ひょっとしたら自分が持っている生まれ持ったものを否定されるということにつながる、そのように感じる可能性もあるというふうに思います。

一方で、委員の資質という言葉を考えてときに、ちょっと逆の捉え方もあって、資質というのが後から身につけるようなもの、その資質ということが、委員になったときに身構えなきゃいけないようなものとして資質という言葉もあるのかなというふうな思いがしてて、そのまま言葉尻を捉えるのかどうするのか分からないですけど、資質という言葉のやっぱり共通認識というのは必要なかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） どう評価するかはともかくとして、この委員の資質という言葉を使ったことは検討しなきゃいけないということですね。

ほか、御意見ございますでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 基本的にね、委員の資質はどうかと問われたわけですけども、これは一般論として松井さんはどういう人物なのか、その資質はどうかということを問うたわけでも何でも全くなくて、ないんですね。具体的な事実を証拠立てて、したがって議員としての資質がどうなんですかとこういうふうに問うてるので、極めて具体的な話なんです。

じゃあ何をもって松井議員が、これ松井さんだけじゃありませんけどね、3人の議員が資質がないと言ってるわけですけど、これ発言から見ますと冒頭にずっと言ってるわけですが、これまとめますとこんな感じなんですよね。9項目ありますよ、彼が言っている資質に欠ける要点というのはね。

1点目がね、前の委員の3人は、前回の案に賛成しているのにほごにした。賛成しとるのにほごにした。こんなけしからんことした、約束を破った。2番目が、ほごにして新しくつくったものは、パブリックコメントせずに勝手に変更したと、これ2点目ですよ。勝手に変更したんじゃないかと、議員としてどうなんだと。3点目に、変更したものを市民に公表していない。公表していないじゃない、するべきだろう。どうなんだ議員としてと、こういうことですね。4点目が、条例の案文は全会一致で前の委員会で確認したものである。その途中で勝手に変えるのか、こう言ってます。これ4点目です。5点目に、同じ委員が1か月もせずにそうした変更を認めるのか、おかしいじゃないか、これ5点目ね。いっぱい言ってますよまだ。6点目に、決まったことをほごにした。どうなんだ。約束違反、自分が決めたことを勝手なほごにする、どうなんだ。7点目に、変更を公表せずに勝手に変えた。パブリックコメントしたものを勝手に変えるってどうなんだ。8点目にね、過去に見たことないことを産業建設常任委員会はやってる。過去に見たことないこと、めちゃくちゃなことをやってたんですねどうもね、産業建設常任委員会はね。これ8点目。

したがって、こうしたことを見ると委員としての資質はどうかと、この3人の議員は。こういうふうに批判してる。だから抽象的な資質をどうのこうの言ってるわけじゃない。具体的に今言った8点の具体的な問題が、あなた方3人の議員は松井さん含めてね、こんなことしてるじゃないか。だから委員としての資質が問われちゃうんだよ、こういうふうに言ってるんですね。

それが大きな点じゃないですか。資質、中小一般で言ってるわけじゃない。今言ってたことはどうなんだということですよ。今の8点における、で9点目で総括として資質がないと言ってることが一つ一つ産業建設常任委員会の活動、新しい委員会ですよ。11月27日から始まった産業建設常任委員会が、果たしてこの批判が当たるのかどうかということだろうと思うんですよ。そういうことでチェックをするということじゃありませんか。

○委員長（藤原 正伸君） 論点は同じく委員の資質というところでございますけれども、具体的な根拠が挙げられてますので、その根拠を確認し、産業建設常任委員会の活動についてその批判が当たるかどうか、そのことが委員の資質を用いたこの理解と言いますか解釈、それにつながるという御指摘かと思えます。

よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 前回で該当する部分として指摘されたのは、議事録の先ほども指摘あった7ページの下3行の部分ですね。ここ何回も読んでみましたが、確かに松井委員が審査請求されたように、資質もどうなのかなということは発言されているということは、この3行で確認できます。

ところがよくよく読み返しても、松井議員という呼称、特定の議員を特定した発言はこの部分ではないんですね。いわゆる裁判用語でいう識別情報はないということです。そうすると先ほど横尾委員が指摘されたのは、委員会の運営の在り方については細かく指摘されてますけれども、前回の審査委員会の中でこの部分が該当すると言われた7ページの下3行の部分には、松井議員という名前は一切出てこない。識別情報もないということなので、これが名誉毀損に当たるのかと言うと、これは法令上大変危うい部分もあるという具合に私は考えます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。すみません、ちょっとお待ちくださいね。
横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これはもう吉田発言の冒頭で、名指しで3人ほど全委員、前回までの産業建設常任委員会の3人の議員、つまり日下、松井、水田、3人の議員を特定してますよね。この人たちがでしょ、全委員の3人というのは、今の言った3人ですよ、松井さん含めてね。賛成していたのにほごにしたじゃないかというふうに、委員会の運営を言っとるわけじゃないんですよ、個人を批判しとる。

さらに、新しい委員会で3人の委員は、だからほごにした内容、ほごに結果的にはほごに賛成したということがけしからんじゃないかいうことを全部言っとるわけでしょ。同じ委員が1か月もせずに変更を認めた。同じ委員というのは誰ですか。水田、日下、松井議員じゃないですか。特定してるじゃないですか。決まったことをほごにする、これも特定してるじゃん。新しい委員は関係ない。この3人の議員がほごにした。

新しい例えばね足立委員とかそらほごする関係ないから。前回委員として参加していた3人の議員に対する批判、委員会全般に対する批判も当然ありますよ。だからはっきり特定しているじゃありませんか。名前も出とる。日下議員、水田議員、松井議員、ほんまだったら3人が連名で訴えてもいいぐらい、訴えてもいいんですよ。多分代表的にしてはるんでしょうけど。

そういうことですから、全く何ら松井個人が特定されてないなんてことはあり得ない。どこをどう読んだらそういう特定してないってことになるのか分かりませんね。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 前も言いましたけれども、名誉毀損というのは本当の民事の裁判なんかでも大変扱いが難しい案件です。調べてみたら、訴えがあって検察の起訴率は30.5%しかない。それだけ狂言に解釈される問題です。

そういうものを背景に考えた場合、先ほど言いましたとおりに、前回の政治倫理審査会の中でここが該当部分だとみんなで決めた議事録7ページの下3行の部分には、確かに資質という言葉はありますけれども、その資質がどうなのかということ特定する相手方の名称というのは、該当部分の中には出てこないという事実があります。

したがって、前段でいろんな人の名前が出てたからという形で、それを結びつけていくということについては、これは例えば民事裁判においても、それは非常に無理があるということで検察も判断しているわけですから、我々がそういう裁判全体の流れ、傾向というものがある中で、この3行中で個人の名称が特定されていないものを、ここが該当部分で問題だという形で決めるのはいかなものかと私はそう思います。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 前回確認したのは、吉田議員がどういう発言をしているかということで、資質というのは実際この3行に出てますねということだったと思います。

ただ、今、淵本委員がおっしゃったここを限定して調査しましょうというふうにはなっていないですね。当然ながら、この発言というのはもう冒頭から、先ほど横尾委員がおっしゃいましたけども、3名の名前が出てその流れでずっと発言してることですから、そこも当然関連してきた中での事実確認というのは、これからの作業に入っていくんだろうというふうに思ってますから、前回確認したのは吉田くんが何をここを言ってるからここ問題ですねっていう要点だけをちょっと見ていったというふうに私は理解してますので、これ本日からは恐らくその前後の発言なり事実確認をしていく中でどうなのかっていう判断になっていくんだというふうに私は思っておりますけど、委員長いかがですか。

○委員長（藤原 正伸君） 冒頭申し上げましたとおり、今の議論で言いますと限定したものではありません。

これも前回も説明をさせていただいたつもりでおるんですけども、付託書が出ておりますので、その付託書に述べられている事実、申し立てられたそういう事実該当する箇所があるのかどうかというのを最初に確認していただきました。なければ、もはやそれ以上、話を進める必要はないので。そういう指摘されたことに該当する発言がされているということを確認していただきました。

本日冒頭申し上げましたとおり、それではそれが倫理条例に抵触する発言と評価できるのかどうかということについては本日以降、協議していただくという流れと考えてはおります。もちろんそのときには今、御指摘のあったとおり、言葉はそこだけ取り上げて議論してもその意味は分かりませんので、これも会議の最初のときに申し上げたと思いますけれども、発言全体の趣旨はもう当然考慮しつつ、その言葉の意味を考えていくということは必要だろうというふうに思っております。

それから、本日の最初に倫理条例のこの品位の保持に触れましたとおり、3条1項1号に抵触するかどうかということについて、この今、横尾委員の御指摘で、手続的なパブリックコメントの手続的な話も議論しなきゃいけないかと思うんですけども、特に資質を問う内容につきましては無礼の言葉、この辺りに抵触してくるかどうかという判断になってくるんだろうというふうに考え

ましたもので、その無礼の言葉のところについて基準となる会議規則、それから自治法について触れさせていただいております。

これについては、名誉毀損が成立するかどうかということとはこれは関係ない話でありまして、会議の中でそういう言葉遣いはしないでくださいということを会議規則、それから自治法が定めますので、その発言によってどなたかの名誉が毀損されたかどうかというのは、これはまた別の問題であって、もちろん名誉毀損、侮辱を受けたという申立てがありますから、その点も最終的には評価していかなきゃいけないとは思いますが、思いますが。

あと、その無礼に当たるかどうかについても、誰の名誉も毀損してない、あれは誰かの名誉を毀損したということについて、その評価の度合いが違ってくる可能性がないわけじゃないですが、ないわけではないですが、判例上も誰かの名誉を毀損する場合が無礼の言葉であるとは言っておりません。

先ほど御紹介しましたとおり、意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉、これを無礼の言葉というふうに言っていますので、評価としては一つ名誉毀損とは切り離れた思考が必要かなというふうに思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 確認しておきたいと思います。松井議員が請求された趣旨というか要旨、議長宛てに提出された審査してほしいとされた要旨は確認したいんですよ、もう一回ね。5点ぐらいありますよ。

まず、こう言ってますね。令和5年12月25日定例会において、吉田議員から現在の産業建設常任委員会並びに私個人に対する誹謗中傷があったということね。それに対して産業建設常任委員会は、万全を期して法制にも確認しているので、間違ったことをしてないよとおっしゃってますよね。2番目に、さらに本会議の席上で私に対しても、委員の資質もどうなのかなとの侮辱する発言があった。これ2点目ですよね。3点目に、さらに丸投げ議員とやゆされた、追加発言に対してですね。これは松井議員個人に対する発言でしたね。それから4点目に、3月定例会でも同じ内容を発言している。5点目に、12月25日の侮辱発言は、ケーブルテレビ生放送を十分に意識したものであり、視聴者からの反響は甚大であった。したがって、著しく私個人の名誉を傷つけられた。こういう5点にわたって述べた上で、以上に対し適切な対処を要請すると、これが松井議員の請求の全体の要旨ですよ。

したがって、私個人に対するだけでなく、委員会自体に対しても非常に誹謗中傷の発言だということも含めてね、こんなふうなことを述べられているんでね、果たして委員会並びに、委員会というのは新しい委員も含めた委員会と旧委員会から継続している特に3人の議員、そのうちの1人である松井議員に対して誹謗中傷があったんだ。これは1点だけじゃないです、何点もわたってずっとある。

私先ほど言いましたように、調べたら8点、資質に欠ける根拠を勝手に述べておられるということなんですよね。その8点が一つ一つチェックしたらいいんですよ。これは委員会の発言で

チェックできます。これチェックしたいと思いますが委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 今この委員の資質を評価する上で、評価の仕方といいますかですね、8点根拠を被申立人が述べられているので、それを一つ一つ確認すべきであるという御意見でございますが、続けていただいてもよろしいですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 賛成ですが、ちょっとその前にちょっと私と多分瀧本さんがちょっとやっぱり違和感に思っているのが、審査付託書にある誰に対する侮辱なのかというところで、この松井委員からの内容で現在の産業建設常任委員会並びに朝来市議会として、私個人に対する誹謗中傷にはほかならないと書いてますね。また、最後の2ページ目のところでも、私個人に対しても著しく名誉を毀損されたことになっているというふうに書いています。

だから、この個人という言葉が、いわゆる例えば個人攻撃といった場合にたくさん相手がいるんじゃないくて、ある1人に対して集中的に攻撃をするのが個人攻撃だと思うんですが、そういった意味で個人に対する誹謗中傷というふうに松井さんは感じているのか。それともたくさん侮辱をしたんだけど、その中でも私、松井さん個人にも侮辱、誹謗中傷を感じたのかというところが少しやっぱり意味合いが変わってくるのかなというふうに思っていて、そこがやっぱり瀧本委員も気にされているのかなというふうに思うので、そこは実際本人に話を聞いてみなきゃ分からないと思いますが、そこはしっかりと私個人に対する誹謗中傷という言葉の意味を確認する必要あるのかなと思っています。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） あんまり時間潰すようなことは避けたいんですがね、じゃあ加藤さんどう理解してるのってことなんですけども、基本的には、これは松井個人というのは松井議員という意味でしょ、議員活動している松井議員に対する3人が批判されるし、議員の資質はどうなのかという3人に問われているんですよ。つまりそのうちの1人は私だよ、私ですよという意味ですよ。

だから、3人の連名でね審査請求するのもあったでしょう。しかし、これはそのうちの1人である松井個人が請求してるということなんですよ。だから、別に違和感も何もありませんよ。至極当然な言い回しだと思いますし、彼個人は先ほど言いました委員会に対しても誹謗中傷してる、つまりその委員の1人である私に対しても誹謗中傷なんです。だからこれ組織的に、あるいは連名ですることも可能でしょうが、彼はそのあと特にね、その後の追加発言がありますから、特に憤りが激しくということで丸投げとかね、非常にさらに追加、これは個人に誹謗中傷されてますから、されてるということで何ら違和感も何にもないじゃないですか。でよろしいか、発言させてよろしいか。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員から御指摘のありましたように、無礼の言葉というのはこの言葉、今回で言いますと委員の資質もどうなのかというところを視点として挙がってますけれども、その意味合いは当然ながら発言の全体の趣旨の中で確認する必要があるということは考えますので、先ほど横尾委員が御提案ありましたその全体の中での要点確認というものを進めていきたいと思

ますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 審査付託書の下から5行目のところで、さらに続く3月定例会においても同内容の発言を再び行っている、これについて前回確認ができてないと思うんですが、これの確認は今できる状態なんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 3月定例会の部分につきましては、たしか保留させていただきましたね。申立てではそのように述べられていますが、3月定例会の該当箇所は前回までは確認をしております。

議論の順番として、25日の本会議のところから進めていけばよいかとは思いますが、資料の請求にも当然ながら上げてきておられますし、これ審査の経済的な話をさせていただくと、この辺りもし従前のように3月定例会の中でこの部分だというのが確認できている委員さんがありましたら、進むときに御指摘いただければいいですし、そうでなければ申立人をお呼びしたときに直接お伺いするのが早いかなというような思いでありますので、後日に回させていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのようにさせていただきます。

それでは再度、この発言全体の趣旨の確認をさせていただくことについて御了解を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ではそのような形で、すぐに確認を進めたいと思いますが、それでは横尾委員、発言をお願いします。

○委員（横尾 正信君） 先ほど述べました吉田議員が8点にわたって3人の全議員の資質はどうなんだっていうこと、根拠を述べられたわけですけども、私はこれだけの批判するので、相当やっぱり産業建設常任委員会、結構ひどい運営してるんだろうと。あまり余談を持ちやいけないんですけども、そういう余談持ちながら議事録を読ませていただきました。

ですからこの8点が、つまり勝手にほごにしたとか約束を破ったとか、初日提案を破ったといういろいろありますが、それじゃあどうということやってきたのか、ちょっと要点ずっと抄録してますので読み上げさせてもらいますね。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。10月24日の産業建設常任委員会の議事録に今から応じるということでございますね。

○委員（横尾 正信君） 12月24日、11月27日、それから12月14日、3回の議事録から要点だけ申し上げます。

つまり10月24日の議事録、これは旧吉田議員のおられた委員会での10月24日ですね。この発言を読み上げていきますね。吉田委員が、パブリックコメントのスケジュールと発議スケジュールを教えてください。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員、すみません。何ページでしょうか。

○委員（横尾 正信君） 4ページです。事務局長が、パブリックコメント期間は1か月程度の期間を要しますので、すぐに始めても11月下旬までかかります。その後、修正をする必要があれば、また相当の時間がかかります。したがってギリギリではありますが11月30日の定例会初日を発議の目標としたいと考えています。残念ながら初日が不可能だった場合は、定例会中日とかが考えられずと、こういうふうにと事務局長言われました。

日下委員長は、12月定例会の初日に発議したいが、最悪の場合は中日の発議もあるということですがいかがでしょうか。これ5ページで言ってます。

それに対して吉田委員が、中日になることも初日になることも可能性がありますので、そこはいいようにしてください、こういう発言してるんですね。しかし、12月議会では12月25日の本会議の吉田さんは、この条例案は12月議会初日、つまり11月30日提案予定で、前産業建設常任委員会と全会一致で確認されていた、とこうおっしゃってるわけですね。

そうでもないんですよ、場合によっては初日ではなくて中日になる可能性もありますよということを委員会では確認してるし、吉田委員はそこはいいようにしてくださいと、中日もあるかもしれませんね、いいようにしてください、こう言ってるんですよ。にもかかわらず、初日で約束したのにどうなんだということですよ。

委員長が、質問で初日提案できなかった理由も教えていただきたいというような、分かてるでしょと思うんですがね。委員長が10月24日ですよ、それでは発議に関してはどうでしょうか。委員会発議と議員発議でございますが、これ大事なところですので1人ずつとおっしゃって、吉田委員が。

○委員長（藤原 正伸君） 今のは何ページでしょうか。

○委員（横尾 正信君） 6ページです。吉田委員が、委員合意の上での委員会発議が可能だと思いますと、こういう発言をされています。つまり、委員会発議をしよう、今、委員合意の上でやったよね、こういう発言をされてる。したがって委員会発議になった。

委員長が、各委員の同意をもらった上ですが、異議がないようですので委員会発議で行いますと、こういうふうにと10月24日は古い産業建設常任委員会は終わりました。こういうことなんですよ。

新しくメンバー入れ替わりました。3人入れ替わって古い日下、水田、松井委員が残られた。その最初のパブリックコメントはありましたからね、それ終わってから開かれたんでしょうね。11月には新しい委員会が発足してるんですが、27日に委員会開かれました。委員長が。

○委員長（藤原 正伸君） 今度は11月27日の会議録ですね。

○委員（横尾 正信君） 11月27日の議事録です。

ここで委員長が、冒頭で、全委員会において、12月議会での委員会発議に向けて準備を進めてきたもので、10月25日から11月24日までパブリックコメントを実施しました。その結果と今後の予定について、事務局より説明します。これ2ページですね。

事務局長は、それをもって説明しました。上記の日程でパブリックコメントを実施しました。意

見の公募をしておりましたが、特に市民からの御意見はいただいております。意見はなかった。前回の委員会では11月30日の定例会初日で発議するということでしたけれど、そういうことも含め、御協議、御確認してください、これ事務局長発言。

委員長が、前委員会では一応これまでまとめて発議しようということになっていますが、前委員会が決めたからといって強制的なものではありませんし、責任は今の委員会に来ます。

○委員長（藤原 正伸君） 今お読みのところは何ページですか。

○委員（横尾 正信君） ごめんなさい、5ページです。5ページでこう言ってます。ちょっとこれ曖昧なんですけどね。強制的なものではありませんし、責任は今の委員会に来ますとありますが、これ会期不継続の原則からすれば、これちょっと曖昧ですけどね。会期はもう継続しないんでね。強制もくそもない、もう関係ないんですけどね。

5ページです。全メンバーで準備を進めてきまして、12月議会の初日に発議する方向で話はまとまっておりましたが、委員が入れ替わりましたので、改めて事実関係を残したいということもありまして、当局を呼んで意見交換をして、最終確認ということでまとめたいと思いますがいかがでしょうか。丁寧に言われてますね。発議に関しては、特に問題がなければ、このまま条文をいろいろにやっていきたいと思いますがいかがでしょうか。

ということで、前回から継続してますから、何ぼでも前回どおり、前回決めたとおりにやれたらいいだけいかがですか。新しい委員がおられますからね、そういうふうに委員長が問われました。いいですよということになったらよかったですけど、ならなかったんですよ。

7ページ、足立委員が、新しい委員ですね。新しい産業建設常任委員の足立委員が、ちょっと待ってくれということで、私を含め新しい委員は経緯を含めまいち把握していません。私は本来この条例は当局提案でもおかしくないのではという思いもあります。その辺り、本当に議会提案でいいのかどうか、慎重にやるのも一つの手ではないかと思えます、ということをおっしゃってます。クレームつけられたんですね、ちょっと待ってよと、よく分からないんだ。

松井委員がそれに対して、次に続いて、同僚議員からも当局発議のほうがいいのかという意見も聞いていると。しかし、前からの委員としては、一応もう結論が出ているという認識でいます。つまり委員会で発議するという結論は出ていると私はもう思っているとおっしゃってます。

水田委員が、次に、これも水田委員も前回からの継続した議員ですよ。この方が、委員長言われるように、手続上の問題云々があるんですけども、なるべくルールを外さないようにいってほしかったというのが私の思いですと、こういうふうにおっしゃってる。前回もう決めたとおりにいってほしいというのが私は思っていることだと、こうおっしゃってますからね。前回決めたことをなるべく自分が守ってそれを使用したいなど、そうやってほしいなときちっと述べられてますよね。松井さんも言われてますよ。

日下委員長は、8ページですか、継続委員はやはり継続していますので、話が変わってもらっても困りますと、こういうふうに前回委員会から継続している委員は前回どおりの主張でやっていってくださいねと、そういうふうにくぎを刺してますよね。だからね、かなり誠実に前回の委員会の

約束をやっていききたい、こういう運営されてますよね。

松井委員が、新たに委員になられた方の同意を得られない中で、一方的に決めるのもどうかと思います。足立委員の発言受けてですね、できたら全員一致で議論を進めたいということですね、であれば初日の発議が望ましいのですが、中日か最終日の発議で同意いただけたら、前の委員としては面目が保てるというか、ありがたいのですが、こういうふうに松井委員おっしゃってるんですよ。なるべく初日がいいんだけども、合意が得られなければしょうがないんで、それでも中日か最終日、12月議会には何とか発議していただければ、前の委員としてはうれしいと、こういうふうに発言されてますよね。

足立委員が、したがってそういう意見があったんで足立委員が、新委員の思いもあるので、その辺りを尊重していただいて、12月14日に気になるところを整理した上で、最終日の発議に持っていくという結論でいいのではありませんかということも9ページです、こういうふうに足立委員が新委員としての考えもあるんだと。だから12月14日にもう一回整理した上で、最終日の発議に持っていくというのでどうかということ、それでいこうというふうにこの11月27日の委員会では決定してる、こんな感じですよ。

12月14日の産業建設委員会ではこうなってますよね。委員長は、当委員会は役員改選によりまして、11月から新しい委員会となっています。先月の委員会で担当課との意見交換をしたいということで担当課を呼んでいます。新委員が状況がいまいち分からないことと、発議は当局のほうがいいのではないかという意見も出ましたので、これについても協議をします、ということで経済振興課の課長が、2点、2項目について再確認させてくださいということで。

〔「12月14日ですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（横尾 正信君） 14日、経済振興課課長。

○委員長（藤原 正伸君） 2ページですね。

〔「はい、2ページです」と呼ぶ者あり〕

○委員（横尾 正信君） ここで2点、2項目について各再確認させてくれということで、条例第12条第1項の規定に、小規模企業等の振興に関する計画を策定するものとするところとありますところは、新たに計画を策定するのではなく、本市が既に策定しております朝来市経済成長戦略に置き換えることが可能である、そういったようにお伺いしていますが、この考え方でよろしいか。これ1点。

もう1点は、条例第13条第2項の規定におきまして、こちらについても決算認定の際に毎年度提出しております資料、報告をもって置き換えることが可能であると理解していますが、それでよろしいか再確認したいですと、これ2点についてももう口頭了解はもらっている、確認はしてるんだけど、それをもう一回新しい委員会になったんで確認してくださいと、こういう発言ですよ、2点についてね。

これに対して足立委員が、新しい委員ですよ。計画の策定と成長戦略をここで置き換えるというは無理がある。

○委員長（藤原 正伸君） 4ページに進んでますね。

○委員（横尾 正信君） 7ページ。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほどの再確認の4ページ。

○委員（横尾 正信君） 4ページですね。新しく足立委員が7ページで、計画の策定と成長戦略をここで置き換えるというのは無理がある。ただし書を入れるとか、ある程度明記しておくなら読み替えも可能だが、このままではしんどいと、こういうふうにクレームつけられたんですね。

委員長が、最終日の発議を予定しているが、全会一致でないと委員会発議はできません。したがって、足立委員のほうからちょっと無理があるという意見がありました。修正分を考えたりして1月にずれ込んでも問題はありませんので、再協議ということでよろしいかと委員長は問われます。

足立委員がそれに対して、12月発議は前の委員会の決定事項と聞いている。これに従う必要はないんですけどね、決定と聞いている。優しいんですね。発議の先送りは避けたい。足立がこんなこと言ったからまた延びたではまずいと、自分としても困る。そんなことしたくないので、また当局がおられなくなった後でも協議して、それなりの結論を出して、小さな修正が委員の中でできるのなら、それも含めて検討したらどうかというのを提案されたんですね。

ついでに委員長が、当局の発議のほうがいいという意見についてはどうか。産業振興部長は、当該のほうで提案するとしても同じような内容になると。したがってどちらでもいいというようなことでしたんでしょう。休憩に入りました。休憩に入っているいろいろと委員さん協議された上で、やっぱり何とか12月最終日で、委員長はもう1月でもいいかもっていうのに対して、全体としては12月最終日でやろうということでもとまったんでしょうね、休憩のときの会議でね。

松井議員が12ページですね。会議を再開しました。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと待ってくださいね、今のが休憩が9ページなんですけど。

○委員（横尾 正信君） 松井委員が休憩後、会議の再開ということで、これ12ページかな。

○委員長（藤原 正伸君） 9ページ。

○委員（横尾 正信君） ごめんなさい、9ページか。松井委員が、12条の1項、13条の2項の修正等についてはということでね、当局側の見解もあると思いますので、委員長・副委員長のほうに委託といいますか、お願いして判断していただけたらありがたいなと思っていますと、こういうふうにまとめられたんですね。小さな修正するかしないかいうとこなんで、そこは委員長・副委員長にたぶんお任せすると、そこはまとめてくださいと。

委員長は、最後にまとめましたけど、それでは松井委員から意見がございました。12条第1項と13条2項について、当局側の意見がございましたので、正副委員長のほうで当局と意見交換して調整いたしまして、12月25日に間に合うように、それまでに委員の方にその結果を送りたいと思いますのでそれでよろしいかと、そこで御意見あったら言ってくださいと。それに間に合うように送りますよということで委員長は受けて、12月14日の産業建設常任委員会は終わってるんですよ。

これが流れなんですよね。この流れをずっと見まして、どうなんですかね、日下、水田、松井の3人の委員は、前回賛成しとるのに勝手にほごにした。約束をたがえた。途中で変わるのか、全会一致で確認したじゃないか。1か月もせずに変更を認めるのか。そんなような批判が当たるか当た

らないかという点でみますと、どう客観的にみまして当たりにくいなど。なかなか3人の方は充実に、何とか12月発議で内容も変えずにいきたいなという、だけど新しい委員の方がやっぱり納得しないと進めませんから、それを丁寧にやったらどうしても11月30日、最終日になったという流れがずっと読み取れるので、非常に委員会としては丁寧な運営してるので、この全体過程通して松井議員、水田議員、日下議員の委員としての資質が問われる必要はないだろうと。私どもの朝来市議会の委員会のレベルとしてはですよ、誠実にやられているなという印象は私持ちました。

したがって、この8点の松井委員の誹謗中傷と言われるこの8点は委員会批判、あるいは松井、水田、日下議員批判としては当たらないんじゃないかなとこの件については思っております。あといろいろありますけどね、また次に発展しますので、取りあえず区切りにします。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

そうですね、いずれの資料も前回本会議での発言の根拠といえますか、その意味を考える上で必要な会議録として調査する対象となっております、今順番に産業建設常任委員会の会議録を追っていただいたところでございます。

先ほど横尾委員が言われてましたその資質を問うその根拠、理由づけとなった8点は、この産業建設常任委員会の会議録を見る限り当たらないという御意見も一緒に述べていただいたところでございます。

これらの点につきまして、委員の皆さん御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 横尾委員が見ていただいたとおり、私も結果を見ると非常に産業建設常任委員会の中で丁寧に慎重に議論をした上で、しかもギリギリの一番ベストなことをしているのかなというふうに思います。

ただ、12月25日の本会議に戻ったときに、吉田委員としては多分それまで自分が委員であったときの経緯等もある中で、今回変更が吉田委員の思いと変わってしまったところについて、かなり驚いておられてそれについて質問されているというような印象を受けます。単純に侮辱なりしているというよりは、どういった内容で進んでいたのかという疑問をされているわけです。その中で委員の質問なのかという発言があったわけですが、そこまでどうなのでしょうかね、完全に吉田委員の発言が虚偽であるとか間違っているとか、そこまでのところまで取るのはちょっと行き過ぎのかなというふうに私は思っていて、吉田委員としては言い方は少し不適切な点もあるかもしれませんが、そういった委員会での協議内容について一つ一つ確認をしているというふうに、そのように12月25日の展開は取られるのではないかなというふうにも思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 吉田議員は当然、最初質問されてますよね。いろいろ質問されました。それに対して日下委員長が答弁されてます。1つずつ丁寧に。それからの発言なんで、その日下答弁

に対する批判なんですよ、質問じゃないんですこれ。質問じゃないですよ。賛成しとるのにほごにしたのはなぜですかとは聞いてない、ほごにした。パブリックコメントせずに勝手に変更した。変更してもらって供用していませんねじゃない、公表していない。1か月もせずに変更を認めた。質問じゃないでしょこれ全部。決まったことをほごにした、これ質問じゃない。

だからこれ、れっきとした日下答弁に対する批判、評価、批判。その批判の評価が、先ほど述べました委員会の議事録を丁寧に読んでいきますと、これはこんな批判できないでしょうと私は議事録を読んだ、ニュートラルですよ。お互いなるべくもう委員会批判したいぐらいな、吉田委員の立場に立って見たらどうなんだろうという感じで読みました、この議事録は。その上で、その立場から見てもこれちょっとやっぱり言い過ぎ、ちょっと何ぼ何でも言い過ぎ、むしろ感謝してもいいんじゃないのぐらいちゃんとやってくれましたね、ありがとうという立場、前のもう抜けた議員としてはいろいろ困難があったけども、12月最終日で提案するというを守っていただいて、若干修正はあったけどもありがとうというぐらいの運営じゃないのかなと思うんで、それに対してここまで松井委員が誹謗中傷やいうふうを感じるぐらいの批判、これはどうかなという印象は持ちましたですね。

○委員長（藤原 正伸君） 今、加藤委員、横尾委員の御指摘がありましたとおり、質問かあるいは批判か意見の表明か、そのシチュエーションの違いによってやっぱり言葉の意味もやっぱり違ってくると思います。結局、今、念頭に置いてます無礼の言葉になるのかどうか、つまりは判例が言ってますそのそれら意見や批判や、それから質問もそうですね。その発表に必要な限度を超えた発言、その限度というのは質問であったり批判であったり、それから意見表明であったりそれぞれのシチュエーションで多少変わってくるのかなということも考えられますので、その辺も踏まえて見ていかなければいけないかなというふうに思いますが、いずれにしても加藤委員と横尾委員の今の御指摘は、ずばり論点そのものに関わるところで大変いい御指摘をいただいているというふうに思っております。

ほか、皆さん御意見いかがでしょうか。

横尾委員が先ほどの産業建設常任委員会の会議の流れの御説明の中で、会期不継続というような言葉も使われましたけれども、委員の交代が途中であった場合のこの条例案の取扱い自体について、先ほど横尾委員は何ら問題はない進行であるというふうにおっしゃいました。

この点について御異議のある委員さんはございませんか。

[発言する者あり]

○委員長（藤原 正伸君） いやいや、いろいろとあると思うんです。審査の経済的なこと、せっかくやった審査がまた1に戻るのかとかいうこともありますけれども、それは実際的には引き継ぎであったりとかいういろいろと工夫をしながら、現実にはやられているところかと思っておりますけれども、本会議で上程するまでが委員会の仕事ですので、その過程で変わってくるというのは、最終的に本会議に上げる委員さんの決定でもって委員会の意思が決定されていくというその流れは、皆さん特に御異論はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 確認しておきたいんですがね。朝来市議会は、この点に関する認識が非常に弱いですね。不思議なぐらい弱い。前はそうでもなかったんですけどね、復帰してみたらね。

基本的には、議会というのは全国共通ですが、自治法119条によって会期不継続なの、これ原則なの、基本原則なの。会期と会期は別なの、会期独立の原則。同じ議員であってもですよ。同じ議員であっても会期は不継続。本会議、委員会、両方ですよ。

ただし、委員会については閉会中の審査という、これが例外事項、例外はあります。その例外以外は全て会期はまたがない、不継続。したがって今回で言うと10月の産業建設常任委員会が終わった時点で終わりなん。したがって、新しいメンバー、関わった新しい委員会に申し送りはできるんですよ。こんなふうにできたら一生懸命やったんで、12月議会でぜひ発議してください。理由はこうですよという資料添えて、次の委員会に申し送りはできます。

申し送りはしてないんですけども、しかし日下委員長は継続ですから、委員会冒頭で再定義されてますよね。これやりたいんだと、12月議会でやりたいんだ、前回の委員会の決定の内容でやりたいんだけどどうでしょうかというふうに、再提出されているので生きてるんですよ。勝手に前の委員会できてるからどうのこうのってやってるわけじゃない。もう一回、委員長が再提示したので新しい委員会に引き継いでこの発議を検討している。

したがって、前回の委員会で12月発議決めたことは、この新しい委員会について本来何の遵守義務もないんですよ。でも足立議員は優しいから、せっかく前回の委員会で決めたんだから、なるべくそれを守りたいなおっしゃってますけども、守る必要もないんです。あるいは廃案にしてもいいんです。もうこんなもん必要ないからやめたほうがいいよ、新しい委員会ではこれ取り扱わないっていうふうに決めることもできる。これが会期独立の原則、委員会の原則なんですよ。ここが何かおかしいですね。前の委員が新しい委員会に対して、こんだけのことを前の私を含めた委員会が決めたのに何で約束破るんだ、約束なんかできないんですよ。申し送りはできますよ。しかし、前の委員会が決めたことを君ら何で破ったんだ、こんなことは言えないんですよ。言うことがおかしい。そもそもおかしいんですよ、ということなんでね。それがもうそもそもおかしい。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ちょっとよく分かんないですけど、これ所管事務調査でやってるわけですよ、11月27日とかの委員会は。というのは、そもそもこの時点で119条に例外として会期を継続しながらやってるわけなんで、当然前の議論というのは引き継いでいかなきゃいけないというふうに思ってるんですが、そうじゃないんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 議案の提出ですから、古い委員会での任期までに、つまり本来9月ですよ。本来スケジュール管理からしたら9月議会で提案、可決というのは本来のあるべきスケジュール管理なんですよ。

だからね、勝手に所管事務調査この10月24日終わった後に、所管事務調査なんかないですからね。

発議も決めていない、何にもない。次の会議、ましてや新しい委員会に何らかが引き継がれるはずもないんです。提案しなければ引き継ぎはありません。これ条例提案ですからね、ということですよ。

○委員長（藤原 正伸君） 今言われましたとおり、引き継がなければならないという規則はないですね。会議規則にもございませんし。ですので、代わられた委員さんが前の委員会の決定等を参考にするとか、あるいはもうさらに進んで尊重するとか、それは新しい委員会の判断であって、それを義務づける規定は今のところどこにもございません。

そうしますと、さっき途中で申し上げましたとおり、今、横尾委員の指摘もありましたとおり、新たな条例の提案ということですので、本会議に上げるまでが仕事というふうになりますので、これは最終的にはその条例提案される時点の委員による委員会の判断ということですのでよろしいんじゃないかと、合理的なんじゃないかなというふうに思いますがいかがですか。よろしいでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ですからね、古い委員会で譲受しようと思えば、吉田議員が委員会発議だとおっしゃいました。そうじゃなくて、もし議員発議でいこうと、委員会発議もう終わっちゃうから無理だから、この次の新しい議会でこの6人の議員の発議でしましょうよ。議員発議しましょうよということであれば、これは12月議会冒頭でもできた、できたんですよ議員発議ですから。委員会縛られませんから。でしょ。

議員の個人の6人で、委員会を離れる人もいるけども、議員発議でやろうよ。12月冒頭でもう決めちゃってこれはいこうよ。そしたら12月冒頭で議員発言はできたんですよ。しかし、吉田委員の提案で委員会発議になった。したがって委員会発議だから、次の新しい委員会の委員全員の一致がなければできないので、委員会として、しかも議題に通さなきゃいけませんから、日下委員長は改めて議題にのせて、古い3人の委員と新しい3人の委員、6人の新しい委員会でこれを取り扱ったと。そのときに古い議員さんは、前回の委員会の合意事項があるんで、なるべく12月中には発議したいなど、しかも文をいわずになるべく原案のままでいきたいなどということ、11月27日から12月4日の委員会を対応されたということなんですよ。そこに問題なかったと思いますね。非常に丁寧な加藤委員もおっしゃったように丁寧で、なかなか良心的にというかやられてるなという感想を持ちました。

○委員長（藤原 正伸君） 産業建設常任委員会の委員さんの対応についてまず批判がありましたので、その部分についての評価を現在しているところでございます。

この件についての引き続きの御意見ありますでしょうか。なければちょっと休憩したいと思いますですがよろしいですか。

それでは暫時休憩します。再開は10時40分といたします。

午前 10 時 22 分休憩

午前 10 時 40 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま賛成をほごにするという言い方で批判をされました産業建設常任委員会の継続された委員の対応について見てきたところでございます。この辺り今、御紹介されました産業建設常任委員会の会議録によって、もう一つ批判、丸投げとやゆされたというような部分も含めて、どういう対応であったのかというのを確認をしているところでございますが、この件に関して引き続き御意見ございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） いろいろ今の時点で会議録いろいろ読んでみると、賛成後ほごにはしていないんじゃないかなというふうに思います。つまり、前の委員の意見というものをしっかり反映されてるんじゃないかなというふうに気づきました。

なぜかと言うと、これは12月14日の経済振興課長を呼んで審議したとき、調査をしたときの議事録を見ていただきたいんですが、12月14日の4ページですね。2点変更をしたんですが、2点の変更点ですね、1点目が計画策定を経済成長戦略に置き換えることが可能であるというのが1点、もう1点が、実施状況の報告ですね、それが2点目ですが、これについてせんだって9月に一般会議がありまして、一般会議においてもこの内容を確認したということが課長から報告されています。

ただ、その時点では、条文の解釈によってその2点を対応しようということになったようです。ここの議事録はないんでちょっと分かりませんが、何しろ解釈でしょうということになった。その後で足立委員から、やはりそれは明文化しないとやはり無理があるんじゃないかという意見があって、明文化したということなので、基本的に前の委員が同意した内容について解釈するのか明文化するのかという違いなのかなというふうに思うので、少なくとも修正という点についてはそこまで賛成をほごにしたとは言えないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すみません、先ほど私が読み上げました会議録の抄録、資料として正式に提出したいと思いますので、できましたら傍聴人の皆さんにもお配りください。これが1点です。

その上で、そのほごにしたと非常に強い口調で言われてるんですが、これについても資料として自治法の119条と同時にうちの資料で言いますと議会運営に関する申合せ、議会のしおりというのがございますね、その18ページの記述を資料として採用していただきたいと思います。

読み上げます。会議の原則という中の8番目ですね、18ページです。会期不継続の原則、議会は会期中に限って活動能力を有するとされており、議会は会期ごとに別個に存在し、その意思も会期ごとに独立するものであって、前の会期の意思は後の会期に継続することはない。したがって、会期中に議決に至らなかった事件は、その会期の終了と同時に消滅して審議、審査未了となり、次の会期でそれを引き続き審議、審査することはできない。同一事件を審議する場合は、次の会期において改めて議題とし、最初から審議し直すことになる。これが法第119条の規定なんですね。

なお、会期不継続の原則の例外として、委員会の閉会中の継続審査があるということでございます。

だから、ほごに今、先ほどの委員会の流れ、議事録を見まして、彼ら3人が約束をほごにしたというふうに責められる根拠は基本的にないということだと思っんですね。結果的に前回の10月24日の原案とは多少違った発議の新しい案になりました。なりましたが、それは3人の委員が約束をほごにした。そのことをもって約束をほごにしたと責められるに値するかどうか。これは基本的には値しないでしょうということでしょうね。基本的には会期不継続なんですから、新しい委員の権限なんですよ。そこで継続された議員がね今までの議論の中で基づいて、必死にでしょうねこれを読んだらね、12月で何とか皆さんの合意取って発議しようと努力された。これ一生懸命努力されてますよね、先ほどの発言見ますと。それをほごにしたというふうに批判できますか、できないでしょうと思っしますので、非常に問題ある批判だなとは思っますね。

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午前 10 時 48 分休憩

午前 10 時 49 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど横尾議員のほうから、横尾委員の産業建設常任委員会の会議録を調査する発言の資料として、発言にあった事柄をまとめたものを提出したいという申出がございました。

見させてもらったところ、申出のとおり先ほど会議録をいっぱいくりながらいったんですけれども、その部分がプリントにまとめてあるという資料になっておりまして、考えをまとめる上での参考にはなるかなと思っますが、委員の皆様、提出していただいてよろしいでしょうか。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは提出していただきますので、準備の間、暫時休憩します。

午前 10 時 50 分休憩

午前 10 時 53 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは資料のほうは、また確認をしておいていただきたいというふうに思っます。産業建設常任委員会の委員としての対応を批判されました部分についての検証をしてきておるわけですが、引き続き御意見、さらに御意見がございましたら承りたいと思っますがいかがでしょうか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） これまでの発言の中で、吉田議員が批判したり反対的なことを言っことを問題視する意見がございましたが、基本的に議会は発言の自由というのが保障されてるわけでございますので、極端な外れた意見は別として、出てきた議案に対して誰しもこれは意見を言うことができますし、反対意見も自由でありまして、まして反対討論さえできるということであり

ますので、そうした反対意見等を言ったから即座に問題になるというような風潮にはなってはならないと思います。

要は中身の問題でありまして、相当ひどい名誉毀損、侮辱等があるのかどうかは吟味しなければなりません、出てきた議案に対して反対の意見を言うというのは、これは自由であるということは確認しておきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） おっしゃるとおりだと思います。発言自由は議会における大原則でございまして、特に今ありました議案に対する質疑などというものは、意思決定プロセスで非常に重要な役割を果たす行為ですから、その機能が十全に発揮されるように考えておかなければいけません。

ただ、そうであるからこそ、質疑は建設的であるべきだし、議論を促進するような質疑であるべきですし、それから決定過程の透明性を高めることに資するような質疑でなければいけませんから、そういう意味でその発言が事実に基づくことを要求したり、それから議会の品位や規範に抵触しないでくださいということをいろいろと会議規則なんかで定めているということが言えるかというふうに思います。

ですから、先ほど御指摘のあった会期不継続のことであるとか、委員会の運営、閉会中の審査の在り方であるとかいうことについても、議員としてはそれを知った上で当然ながら発言をしていかなきゃいけないということで、根拠のない非難とか誤解を招く表現というのは、これは当然避けていかなければいけない。その辺が先ほど来問題にしている無礼の言葉になるかどうかのメルクマーにもなっていくだろうというふうに思われるわけでございます。

発言自由はこれはもう絶対的なものです。絶対的というか、まず第一に考えておかなければいけないというのは御指摘のとおりだというふうに思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今のあれですけども、当然議員の発言の自由はある。これはもう誰も認めるところでございます。吉田議員は、今回反対意見をされたわけじゃないですよ、賛成されますからこの議案に。別に反対意見を述べられた、反対意見してるからけしからんと言ってるわけじゃないんです。彼は賛成論者ですから、賛成されたんですから。

問題は、当然発言の自由はあるけれども、先ほど委員長がおっしゃったように、おのずと品位と名誉を保った発言をしてくださいね。つまり人を誹謗中傷したり根拠のない名誉毀損的な発言をしたり、そういうような発言は慎んでくださいよ。これが発言に責任を持つ、つまり発言の自由を享受する議員が当然そのぐらいで持つべき責任について倫理条例できちっと全国の議会は定めております。

そこに問題があるのではなかろうかというのが今回の審査請求ですから、反対意見だからどうこういう全くそんなことはね問題にしてませんね。そこは誤解しないようにしていただきたいと思いますね。発言の内容、倫理条例に抵触するような発言であったかどうか、このことを審査しているので、その人の政治的な意見、自由、一切問題にはしておりませんので誤解なきようお願いいたします。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 私も横尾委員がおっしゃったように、前日も申し上げたんですけども、議員としての発言または情報の発信、そういったことはやはり明白な事実に基づいて行うものであるというふうに思っております。

虚偽の発言ですね、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損してはならない。これがどうなのかというふうなところでの審査であるというふうに思っておりますから、先ほど渕本委員がおっしゃった発言の自由っていうのは当然ながらあるんですけども、やはりこういう先ほど申し上げたところを重きを置いて今、事実確認を行っているというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 発言の自由の原則というのは常に念頭に置いておいていただきたいという、そのようにされているという御意見でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き御意見ございますか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 先ほどから横尾委員から会期不継続の原則があつて、だから議員さん賛成ほごにしたわけじゃない、つまり別の意見があつてもいいという意見を述べられていると思うんですけど、ちょっとそれは論理的におかしいんじゃないかなというふうに思ふんです。

というのも、今当然、所管事務調査というのは119条の例外に基づいてやっていますので、会期不継続の原則もないし、会期を継続しなきゃいけない原則もないので、だからどっちか分からないわけなんで、この会期不継続の原則を持ち出すというのがそもそもちょっとおかしいのではないかなというふうに思ひます。

なので別のやっぱり横尾委員おっしゃるとおり、内容を基に議論していかなきゃいけないのかなというふうに思ひます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 原則とつくものがそこしかないんですね。特に、委員会が継続する原則はないので、いうところかと思ひます。これも途中で言ひましたけども、その辺審査の経済的な関係なんかからいろいろと申し送り等工夫して、現実にはやられているというところであつて、法的な義務に基づいてやつてるわけじゃないとこういうことかというふうに思ひます。

この委員としての対応に、もし御意見がなければ、もう1点ですねパブリックコメントの手続について非常に問題とされておりますので、協議をそちらのほうに進めさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 同じく7ページ、12月定例会、12月25日本会議の議事録の7ページには、この手続を経ずに勝手に委員会が決めたとする形で、既に何度か話にも出てますけれども、パブリックコメントを含む条例案の決定手続過程に疑問があるということでその批判をされております。

この点、パブリックコメントの手続の実施規定なんかの理解も含めた上で、この御批判につきまして協議をしていただきたいと思います、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

パブリックコメントにつきましては今申し上げましたように、手続を経ずに勝手に委員会が決めた、一般会議で当局からはこの内容について確認していただいた上で、委員会で全会一致の可決したはずなので途中で変わると、これは委員の資質か。パブリックコメントを取った結果について変更せずに、変更した内容についてまた公表もせずに勝手に委員会が変えるというパブリックコメントの手続というのは、私は過去見たことがないんですけども、そういうことを議会で勝手に委員会で行われたということですかというような言い方で、適切な手続ではないという御批判をさせていただきます。この辺りの表現について御協議いただきたいと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず、パブリックコメントをした後に一字一句変更してはいけないのかというところはそんなことはなくて、パブリックコメントいただいた内容以外でも文言の修正等で変更をしている、自治体のパブリックコメントでケースはたくさんありますので、あるにはある。だからその認められる範囲というのは別にどっかにルールがあるわけじゃないので、常識の範囲で軽微な変更なのかなというところが焦点になってくるというふうに思います。

そういう意味では、私が前に申しましたとおり、もともと解釈として計画を持って置き換えることができるか実施状況の公表するというのは、解釈上お互いの認識であったということであれば、それを明文化したというところで、軽微な変更なのかなと個人的には思います。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私も加藤委員のおっしゃるような件、類似の見解でございます。基本的には軽微な修正であろうと思いますが、その根拠が先ほど議事録の抄録でも申し上げました、今加藤議員もおっしゃいました、当局の経済振興課が2点についての確認をしてくださいと、こういうふうに解釈していいんですねということを口頭ではもう了解は既に済んでる。このことについて委員会が変わったのもう一回確認させてくださいということで確認された。足立委員が、それは口頭了解じゃ後々困るだろうと、きちんと明文化しておいたほうがただし書入れるなり明記するなりしたほうがいいんじゃないかということで附則に明記したと、こういうことですよ。したがってこれは口頭了解、総合了解しているものを単に明文化しただけだということで、これは軽微になるだろうと、大きな変更ではない。

もう1点が、これも議会の報告ということについてはこっちで変えるってということなんで、それだったら議会の報告って要らないねと思う、二重手間だからということで文言を削除した。これも実質の変更でも何でもありませんよ。双方の合意事項をきちんと事務的に処理したらこうなったということなんで、そんな大きな変更ではないということで、委員会がこの辺2点の変更については法制とも協議をした上で、軽微な変更であるという認識をしているという議事録がありますね。だからそういうことだろうと思うので、これは委員会の権限ですからね。軽微だと彼らが判断した、委員会が判断した。これ軽微じゃないっていう批判はできますよ、それはルールにのっとってそれは

やったらいいと思うんですけども、取りあえず委員会はこれは軽微なパブリックコメントするほどのない軽微な判断だということでパブリックコメントを取ってないと、こういうことですよ、これが1点です。

それからもう1点ですが、このパブリックコメントの理解が、吉田議員の理解が間違っているんじゃないかというふうに、どうしても思うんです。彼はパブリックコメントについていろいろおっしゃってますけども、先ほど委員長おっしゃったようにパブリックコメントを勝手に変える、過去見たことがないことを委員会はやっとする。過去に見たことがないような不見識なことを委員会はやった、こういうかなり課題だという強い批判もあるんですけどね。

これがパブリックコメントについて非常に批判強いですね。手続論の話をしてる、このままでいいですね、そこのパブリックコメントに付した回答があった、その後に内容が間違っていたとなると、不適切、勉強不足と理解する。こういうことを求めると、立法のことをしとる議会が遵法遵守がどうなるのか。当局がパブリックコメント後に大幅修正、勝手に変えるとどうなるか。議会がそれをやるのは問題があるということで3点、回答後の修正は不適切、勉強不足、こういうことを認めると議会の人口ビジョンはどうなるのか。

3点目、当局がパブリックコメント後に大幅修正するとどうなるのか。議会がそれをやるのは問題だと、こう言ってるんですよ。議会がそれをやる、それっていうのはパブリックコメント後に大幅修正という意味ですよ。大幅修正なんかしてないですよ。勝手にパブリックコメント後に大幅修正したと決めつけてる感じです。これはよくないでしょうね。議会はそんなことやってないです。小さな修正はしてますよ。

それで、このパブリックコメントの実施規定ですからね。第3条と第7条に関連しますね、この件はね。第3条の2ではパブリックコメントの対象にしないことができる。つまり幾つかありますがそのうちの1つ、緊急性を要する、または軽微なもの、これについてはパブリックコメントしなくていいですよと第3条2項で決めてます。さらに第7条で、パブリックコメントの意見を考慮して、パブリックコメントの後ですよ、パブリックコメントで意見があった場合はパブリックコメントの意見を考慮して決定する。その場合ですよ、当該意見により修正したときは内容・理由を公表しなければならない、とこうあるんですね。修正したときは、内容・理由を公表じゃないんですよ。当該意見によって修正したときは、その場合のみ内容・理由を公表しなければならないというのが第7条の規定なんですよ。ここをね彼は微妙に変えちゃったんですね。

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん実施規程見られてますか。見えますか、大丈夫ですかね。

○委員（横尾 正信君） 彼はこのパブリックコメントきて読み上げましたよ。したがってそこでは、当該意見により修正したときは内容・理由を公表しなければならないと読んでる。読んだにもかかわらず、その後言ったことは、当該意見によりをカットしちゃった。パブリックコメント規定にあるように、修正したときは内容・理由を公表しなきゃいけないのを公表してないじゃないか、こういう批判をしてるんですね。

しかし、今回の修正は、パブリックコメントによる修正じゃないんですよ。パブリックコメント

の意見はゼロ、なかったんですから。その上での修正なの、しかも微修正なんですけども、第7条によれば改めて公表しなければいけないのは当該意見です。つまりパブリックコメントの意見によって修正したときは、その内容と理由を公表しなければならない、これは規定なの。そうじゃない修正したときは公表する必要はない。それに関してこの第7条の解釈。

したがって、委員会が第3条だけではなくて第7条ですよ。法制も含めて第7条によれば公表する義務はないと解釈したのは、法務上正当ですよ。それを彼はパブリックコメントの意見によって、当該意見によりっていうのを自分で読み上げておきながら、意見言うときはそれを無視してしちゃったんですね。そういう作爲的な発言がしてますので、これは問題だろうと。これは明らかに間違いですよ。

だからパブリックコメント上は、今回産業建設常任委員会の行ったことは、パブリックコメント上何ら問題はないと解釈するしかないと私は考えております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 朝来市パブリックコメント手続実施規程に基づいても、委員会の取扱いは特に非難されるべき点はなかったという御意見でございます。

今の発言、10ページから11ページにかけての発言のところですね。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ですからね、発言の中でパブリックコメント後の回答後の修正は不適切、勉強不足だと。これは先ほどの議事録見てそう言えるでしょうか。修正した、よりよく、より深く、より適切な方向にきちんと前段階までの議論を踏まえながら、極めて適切、上手に修正されたというふうに思うんですよね。それを不適切、勉強不足、回答後に修正したら勉強不足だと。そんなこれは理不尽な批判でしょと思いますね。こういったことを認めると議会の遵法義務にもどうなるのか。遵法義務まで持ち出してるんですよね。パブリックコメント批判するような委員会はけしからん、こんなこと前代未聞の委員会だということを言って、議会の遵法義務はどうなるんだ。ここまで大きく拡大した批判をされております。

3番目、当局がパブリックコメント後に大幅修正するとどうなるのか。議会がそれやるのは問題、これ問題すり替えというかね、拡大してますよね。パブリックコメント後に当局が勝手に大幅修正、そんなことできないでしょ、議会がそれやったら問題でしょう。今回問題になることしたんですよ、そういう批判ですよ。これはいわゆる世間的なところでぬれぎぬに近い、委員会からすればぬれぎぬに近い発言じゃないですか。

議事録読む限り、そういうような批判はほぼ当たらないな、ほんまぬれぎぬに近いなという感想を私は持ちましたから、この発言の後に日下議員がもう怒っちゃってね発言されましたけど、それは理解できますよ。怒りますよというこっだけ言われたらね、委員会こっだけ罵倒されてるんですからね。これは委員長としては腹に据えかねる面もあったぐらいの発言ですよこれは。そういう部分ですね。

○委員長（藤原 正伸君） いかがですか。ほかに御意見ございませんか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） ちょっとその前提で事務局に確認しておきたい事項があるので質問をさせていただきますが、令和5年の11月1日に申合せにより各委員会を開催されたわけですね。その以前に改選される前の産業建設常任委員会では、この条例について所管事務調査で挙げられたんではないかなと思いますが、その所管事務調査として改選された11月1日以降の新しい産業建設常任委員会で、所管事務調査から委員会発議にしようという言わば議案扱いですね。これの手続はどのように行われたのか、事務局にお尋ねします。

○委員長（藤原 正伸君） 宮元局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 産業建設常任委員会では、令和5年の9月定例会の最終日に、委員会の継続調査としまして、今お送りしましたけれども、産業建設常任委員会の所管事務9番のところに、小規模及び中小企業等の振興に関する事項と挙げられております。これに基づきまして改選前の委員会のおきからその条例案の審査をされておまして、それについて改選後の今さっきおっしゃいました11月1日後の改選後の産業建設常任委員会においても引き続き、それについての調査をされておりました。

先ほど流れ等御確認いただいたとおりなんですけれども、それにつきまして前の委員会のおきにも12月定例会のおきに発議をしようということの確認をされておったんですけれども、最終的にその直前の12月14日までの先ほどの3つ目の会議録の関係の会議録のおきに発議をするという確認で、12月定例会にその条例案を発議するということを決められて上げられたというふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） そうすると、改選前の前委員会から申し送り事項として所管事務調査に上げられて、それを改選後の新しい産業建設常任委員会で取り扱われたわけですが、中身自身はずっと継続扱いであったと、そういう位置づけでいいわけですか。

○委員長（藤原 正伸君） 宮元局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 条例案としてはもちろん同じものを引き続き扱われておりますので、継続という継続を確認するその形式というんですか、特に先ほどの会議録に表れておるもの以外に何かこうやった確認がされておるわけではないんですけれども、もう御覧いただいたとおり、同じ条例案が引き続き調査の対象として扱われていることは間違いないと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 実態としてそうだと思うんですが、手続的に前期の委員会から継続して新しい委員会も同じ条例案を取り扱いますというような確認は、新しい委員会の中でされたんですかね。

○委員長（藤原 正伸君） 宮元局長。

○議会議務局長（宮元 広司君） 確認につきましては、先ほど流れを確認された中の新しい委員会の冒頭のところで、前の委員会から来たこの条例をどうするかというお話をされてますので、それ以外の特に確認というのはございません。

それと、先ほどお送りしました閉会中の委員会の継続調査一覧表をもう一度お送りいたしましたけれども、これ申しましたように9月定例会の最終日に出されたものでありまして、上のほうに期限12月定例会初日の前日まで、これが期限ですということでこの所管事務調査を上げられてますので、9番の小規模及び中小企業等の振興に関する事項という閉会中に認められた所管事務調査の中で、旧委員会、新委員会と継続して同一の条例案についての調査が継続しておるものとは思われま
す。ただ、特にその確認、合意的なものがあるわけではありませんけれども。

以上であります。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見はございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） また時間の無駄と言われるかもしれないんですけど、資料の追加をお願いしたいんですけど。

9月21日の一般会議の議事録を参考までに読みたいんですが、資料状況できますでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 違いますね、別の一般会議ですね。

○委員（加藤 貴之君） 部との一般会議。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほどのあれですね、産業振興部、委員会でのその調査の中で触れられてた一般会議ですね、一般会議で合意を取られているというその議事録ということで、資料を準備させてもらいますので。

ほかにございますでしょうか。

12月定例会最終日での発言について確認をしてきているところですが、併せて当然ながら、一連の産業建設常任委員会での会議録に基づいて確認をさせていただいてきております。

前回で御指摘のあった箇所については、一通り協議していただいたかなというふうには思いますが、漏れ等も含めて御意見がありましたら承りたいと思います。パブリックコメントでも結構ですし、その他漏れがあれば御発言いただきたいと思いますが。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ただいま12月最終日の発言内容について確認と協議をさせていただいてきまして、前回御指摘いただいた事項は大体これで確認したかなというふうに思ってるんですが。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） チェックしていただいたときに、松井議員が謝罪要求をされた後の吉田議員の発言がまだチェックしきれてないじゃないでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 失礼しました、どの該当、言葉になりましょうか。

○委員（横尾 正信君） これ要するに、松井議員が丸投げ議員や言うてやゆされたと言われてるところに対応するところですよ。

[発言する者あり]

○委員（横尾 正信君） ここもね、結構重要な松井議員がおっしゃる。

○委員長（藤原 正伸君） 松井議員の提案について、条例改正の全権委任は議会の手続として許されないというような内容のところでしょうかね。議員が議決するのにその条例の改正すべきか改正すべきじゃないか、その内容について全権委任するということはある得ないと、この部分ですかね。

そうですね、その下のほうに条例を改正するか改正しないかを含めて正副委員長にお願いしますと、このように発言されているわけです。そんなことは議会では許されないんです。全権委任しますってこの部分ですよ。失礼しました。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） その部分ですが、ここでね発言が、ちょっともう一回なぞりますが、松井議員侮辱と言われているが、産業建設常任委員会の会議録見ましたよ。松井議員が提案されている。これを条例改正をするかしないか、正副委員長で御検討くださいと言っている。議会や議員は決議をするのが仕事、条例を改正すべきでないと、それを全権委任することにはあり得ない、改正内容について委任するのはあり得ない。条例改正をするかしないかを正副委員長に一任、このように発言している。許されないこと。採決するとき他の議員に私の分も採決してくださいとはなりません。意見を言うときに他の議員に全権委任しますから、あなたが発言してくださいってということにはなりませんと、こういうふうに言われているんですよ。ここはとても大きな問題でしょう。かなり拡大、大きく広げちゃってますよね。

今回の微修正ですよ、小さな修正をこれ条例改正するかしないか、条例を改正すべきかでないか、それを全権委任にするなんてあり得ない、こういうふうにおっしゃってます。この事件は、この事案は、条例改正じゃないんですよ。条例改正とおっしゃってますけども、条例改正じゃないんだよ。条例改正の場合は、現にある条例を改正する場合は条例改正です。しかし、議案まだ条例になっていない場合、議案段階のものを改正と修正する場合は改正とは言わない。それは修正なんです。

だから、提案しようとする条例案の一部修正をしようとする案件なんです。条例改正案件じゃないんですよ。条例改正の全権委任、こんなことを聞いたらね聞いた方がそれはひでえな、ほら議員の職務放棄だろうと、こういうふうに印象づけられますが、そうじゃないんですよ。まだ上程前の議案の段階の修正なんです。国会法57条でね、これちゃんとそれは書いてある。議案につき、修正の動議を議題とするには、国会法とは議案の改めるのは改正や修正なんです。議案の修正や改正は、現にある法律の修正の後、修正は案に対して用いる。これはやっぱり基本的な原則ですが、ここをね条例改正っていう大きな問題を丸投げしたというふうに印象づけようとしている。これ非常に問題でしょうね。

というところで、先ほど加藤委員も言われました、私も言いました大きな修正とは認められない程

度の修正で、法制もパブリックコメントを再度したりするようなものでもないという見解で一致していますが、ましてやそれも条例案の案の段階の修正なんだよね。これを殊さら条例改正、松井議員はそれを丸投げした、こんな議員は議員にあるまじき議員、というようなニュアンスは我々も聞いちゃうわけですけどね。これはちょっと間違った観念、印象を聞いている人に与えますよね。条例改正ですこれ。

そら松井さん、それあんた俺らそんなことしたらあかんよ、こう言いたくなりますよということで、ここはね虚偽に近いなこれね。条例改正じゃないです。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、横尾委員おっしゃったとおりだと私も思っております。

続けて、委員長は確認してるんですよ。松井議員が提案された正副委員長で調整してくれませんか、そうしたことを委員長が受けて、委員会の中で正副委員長で調整するけどもよろしいですかって言ったときに、委員さん全員がはいって言ってるんですよ。松井さんだけがあたかもやったようなそういう、これは本会議で議事録まで確認してこういうことを言ってますよっていうね、もう非常にひどい発言だなというふうに私は思って聞いておりますし、議事録確認してそういうふうなことが確認できたなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 加えてですね、前回も言いましたように、そうした作為的なことがハラスメント行為というふうにこれ松井委員も言われてるんですよ。審査付託その中でも、最後のほうにですけど。こうした作為的なハラスメント行為に対しての審査を請求するというふうに言われていますから、これがそういう行為になるのかどうかっていうところもやっぱ適正に審査する必要があるんだというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね、ハラスメントとしての評価も必要だという御意見でございます。

ほか、御意見ございますか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 基本的な質問なんですけど、委員会発議をするために委員会の中で議決を取る必要はあるんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 事務局に聞かれていますか。

○委員（加藤 貴之君） 事務局に確認します。

○委員長（藤原 正伸君） 宮元局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 委員会発議をするときには、委員会での議決といたしますか表決、採決をしていただく必要はあると思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今回は採決はしていますか。

○委員長（藤原 正伸君） 宮元局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今回のところでは、12月14日の委員会の先ほども会議録を御確認いただきましたけれども、今お送りしました9ページの下のほうの休憩があってその再開後に、委員長が会議を再開しますとおっしゃって、先ほど小規模及び中小企業等の振興に関する事項について委員会発議、12月25日に本会議最終日ということで確認させていただきます。これについて御意見はございますかというところが採決というか、その議決というのに当たると思うんですけども、先ほど来おっしゃったような事情によりまして、ここでは最終的な2点の修正がまだ表れてませんので、ここでは本会議にかける状態での案を示した上での議決というか、委員会としての意思決定はできてないというのはできてないと思います。

ただ、確認されていることにつきましては、先ほどの解釈を明文化するとかそういったことで、内容について委員の皆さんの認識は一致しているとは思うんですけども、議決、委員会としての意思決定がその最終的な条例案についてされてるかどうかということになると、ちょっとここではそれは確認できないということにはなると思います。

以上であります。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 形式的に見ると100%採決が整ったという形ではなくて、一定の保留というかこの修正をどうするかというところの保留を基に、全会一致となったわけだというふうに思います。

私の意見としては、先ほどから申し上げているとおり、9ページの終わりの松井委員の発言のとおり、もう修正の内容というのはかなり確定をしていて、それについて特に反対意見も出ていませんので、修正の内容についてもほぼ全会一致になってるのかなという印象を持ちますので、それも含めて委員会としての意思は固まっているのかなというふうに判断してもいいのかなというふうに思っています。

以上です。

ので、したがって丸投げ、もしくは全権委任という言葉には当たらないのかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） これはどうなのでしょうね。日下委員長については、前回の会議で抗議文を出されている関係で、御意見を伺うためにお呼びするという事は皆さん御意見で挙がってましたけれども、ここの今出ました9ページのところのこの休憩中の取扱い等、この辺の委員会の状況も併せてお聞きになれば、もう少し状況がはっきりするかなと思いますので、同じ機会に御質問いただくということはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） じゃあそのようにさせていただいて、産業建設常任委員会の委員長とし

でもお話を併せて伺うということにさせていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

この辺りハラスメントの指摘も今出ましたところでございますし、もともとですね今日も出ておりました発言自由があつて、それだからこそ責任もあるという委員の皆さんの御議論もありました。

特に議会の手続に関します部分につきましては、手続が法令や規則にちゃんと基づいているかどうかということを明らかにする上で非常に重要ですが、だからこそかえってそれを違反していることを暗示するような言葉遣いであったり、事実に基づかない発言というのはある意味ちょっと非難されるべき発言として重要な意味を持つてくるかなというような思いも今の御議論を聞いてて思います。

ハラスメントにつながる部分もその辺のところから出てくるのかなというふうに思うところがございますので、ハラスメントについても評価をいただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

そのハラスメントに当たるような言動自体が、既に自治法上で言えば無礼の言葉そのものであるということにもなりますので、また倫理条例上も議会の品位を損ねるということにもなろうかと思えます。ですので、ハラスメントの要素も含め御検討を今後いただくということで御了解いただきたいというふうに思います。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

12月定例会最終日の発言については、先ほどちょっと私、取りこぼしできましたけれども、これでもう漏れはございませんでしょうかね。一通り確認した評価に向けて確認をさせていただいたと思えますが。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほど言いました確認という意味では、パブリックコメント実施規程の解釈、間違い、つまり特に第7条の2項、吉田議員は第7条2項、修正内容を公表しなければならぬとだけ解釈されてるんですけども、これはどういうときに修正内容を考慮しなきゃならないのかと前段書いてありますよね。

パブリックコメントによって、その意見に基づいて修正したときはというただし書がありますよね、その前にね。それを抜いてるので、そこら第7条2項の基本的な解釈は間違っていて、間違った解釈に基づいて委員会を相当手厳しく、前代未聞、手厳しく批判したということは、これは倫理上というか問題でしょうねという感じですねこれね。

条例正しい解釈に基づいた批判ならまだしもと思うんですけども、そもそも間違った解釈で大上段振りかざしてるんですから、これは批判される委員会もたまったもんじゃないでしょう。どう思えますか、非常に同情しますね。

○委員長（藤原 正伸君） 今触れましたとおり、法令違反を暗示するような表現は不適切だろうとは思いますが、今、御指摘のそのパブリックコメント規定の解釈について、いわゆる後見的といえますか、専門部署の解釈を聞く必要はございますか。よろしいですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 取りあえずこの委員さんがパブリックコメント実施規程第7条、3条にもありますけども、3条のように7条2項をどう解釈してるのか。横尾の解釈どおりなのか違うのか、違ったら当局呼んでもいいと思いますよ。

○委員長（藤原 正伸君） 同時に委員の皆さんに併せて聞いたつもりなんですけれども、委員の皆さん御意見どうですか。

先ほど横尾委員のほうから、この実施規程については解釈を含めて御意見を表明していただいているところなんですけれども、御異論がなければそれでよろしいですし、確認する必要がある部分があれば専門的知見を収集したいと思いますのですが、特にございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 特に当局を呼ぶ必要はないと思います。パブリックコメント実施規定の解釈は明瞭で一義的だと思いますので。

○委員長（藤原 正伸君） ほかの委員さんもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 一通りいかがでしょうか。12月定例会最終日の発言について、評価を加えていただけたと思います。漏れはないでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは12月定例会の評価についてはここまでとしていきたいと思えます。

委員会としての最終評価は、関係者を呼んでお話をさせていただいた後、協議したいと思っておりますので、御準備のほうをお願いしておきたいと思えます。

大変時間を要しまして、ちょっと時間のほうがいっぱいになってきております。29号に次、進みたいんですが、これは次回ということにさせてもらってよろしいでしょうか。よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 申し訳ございません。

それでは28号の行為の評価について、材料の協議をさせていただいたところまでとして、29号、それから30号については次回に今回同様の協議を進めさせていただきたいと思えます。

副委員長とそれから事務局でちょっと予定、時間配分等を確認をいたしまして、もし可能であれば関係者の方をお呼びしていきたいと思っております。今のところ日下議員、それから森田議長いう段取りだったかと思いますが、順序としては重要性って言ったら変なんですけれども、日下委員をまずは呼ばせていただくと。

これはどうなんですかね、申立人さんのほうが先ですか。申立人さんのほうが先ですね、それはそうですよね、申し訳ございません。申立人さんのほうを先に呼ばせていただいて、それから日下委員さんと呼ぶという順序で行きたいと思えますので、申立人さんのほうについてどこまで一遍に

できるかどうかちょっと分かりませんが、日程の中で時間を見まして段取りしていきたいと思ひます。

それで次回の会議なんですけれども、前回御了解をいただいておりますとおり6月3日の午前9時から開催したいと思ひます。御協力を願ひしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは6月3日午前9時から開催ということで決定をさせていただきますので、よろしく願ひをしたいと思います。

では、6月3日午前9時から次、第29号の内容確認、それから評議を進めていきますので、よろしく願ひいたします。

副委員長から何かございますか。

○副委員長（水田 文夫君） ありません。

○委員長（藤原 正伸君） 事務局から何かございますか。

○議会事務局長（宮元 広司君） ありません。

○委員長（藤原 正伸君） それでは本日の会議はこれで終了したいと思ひます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

本日の会議はこれにて終了いたします。朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。

午前11時53分閉会
